

東日本大震災 復興加速化のための第7次提言
～「復興・創生」に向けて一層の加速化を～

平成30年7月27日

自由民主党

公明党

はじめに

I. 原子力事故災害被災地域の復興・再生

- 1 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水処理の安全かつ着実な実施
 - (1) リスク低減
 - (2) 中長期廃炉体制の強化
 - (3) 双方向コミュニケーションによる信頼関係強化
- 2 帰還促進・生活再建支援と特定復興再生拠点の整備
 - (1) 解除した地域の帰還促進・広域的な観点を踏まえたまちづくりの推進
 - (2) 特定復興再生拠点等の整備・避難指示解除
 - (3) 被災者の生活再建支援
- 3 産業の自律的な発展に向けた基盤づくり
 - (1) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした新たな産業集積の加速化
 - (2) 産業集積を支える人材の育成
 - (3) 事業・農林漁業の再建
- 4 風評払拭・リスクコミュニケーション等の推進
- 5 中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理
- 6 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉

II. 地震・津波被災地域の早期復興完了および共通課題

- 1 被災者支援
- 2 被災地の復旧・復興に向けたインフラ整備の加速化
- 3 産業・なりわいの再生と復興まちづくりによるにぎわいの創造
- 4 被災自治体における人手不足への対応
- 5 情報発信の強化

むすび

はじめに

巨大地震とそれに伴う大津波、そして原子力事故災害により広範囲の地域が大きな被害を受けた東日本大震災から7年4ヵ月が経過し、復興期間の後期5年である復興・創生期間も折り返し地点を迎えつつある。未曾有の大災害からの復興の加速化に向け、自由民主党と公明党は、これまで6次にわたって提言を行ってきた。政府や自治体など関係者は、累次の提言を受け止め、民間の協力も得ながら、前例にとらわれることなく、復興の過程で生じる幾多の課題に対応してきた。困難な課題の多くは、すでに復興の軌道に乗り、着実に進捗している。このように、与党と関係者が一体となって取り組んできたことにより、復興の加速化が果たされてきた。

その結果、地震・津波被災地域では、生活インフラの復旧はほぼ終了し、住まいの再建に関する事業も来年の春にはほぼ完了する見込みである。また、復興・創生期間においては、インフラ復旧等のハード整備の進捗を踏まえ、施策の力点を被災者支援や産業・なりわいの再生といったソフト支援に移し、それぞれの地域の実情に合わせたきめ細かな対応を実施している。その一環で、仮設から本設への移行を準備している事業者等の二重ローン対策として、未だ期待が大きい東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期限を2020年度末までに延長する法改正を、本年の通常国会で行った。これらの取組みの結果、復興は着実に進捗しており、甚大な被害を受けた地域においても復興の「総仕上げ」の段階に向かって進んでいる。

また、福島原子力事故災害被災地域では、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除されるなど、本格的な復興・再生に向けたスタートを切っている。帰還困難区域についても、与党第6次提言を受けて特定復興再生拠点を設定する制度が創設され、これに基づき、政府は今春までに整備計画の策定を予定していた全ての町村の拠点整備計画を認定した。一部ではすでに整備事業が始まり、避難指

示の解除に向けた大きな第一歩を踏み出したところであり、復興・創生期間を越えてもその歩みを確実に進めていかなければならない。たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除するとの決意の下、着実かつ段階的に整備に取り組む必要がある。

除染については、帰還困難区域を除き全ての面的除染が完了し、その結果、国が除染を実施した地域では、実施しない場合と比較して約18年早い線量低減を達成する成果をあげ、早期の避難指示解除を実現するなど復興の基盤づくりに貢献した。

このほか、廃炉・汚染水対策や中間貯蔵施設の整備についても着実に進捗がみられており、被災地の復興に向けた動きは確実に進んできているところであるが、特に汚染水対策については、問題を先送りせず、遅滞なく解決策を提示していくことが求められる。

また、原子力災害からの福島復興のためには、新たな産業集積の動きを点から面に広げていくとともに、今なお残る科学的根拠に基づかない風評の払拭に向けて、政府を挙げた対策を講じる必要がある。

このように、復興の進展に伴い、被災者と被災地に明るい希望の光が少しずつ鮮明になりつつあるなかで、被災者に寄り添い続けながら、一人ひとりの「心の復興」と自らの人生設計を描くことのできる「自立」を目指し、行政だけでなくNPOや女性・若者といった多様な担い手に参画を求めながら「オール・ジャパン体制」で総力を挙げて取り組み、この希望の光の輝きをさらに大きくしていきたい。

復興・創生期間の最終年度には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。本大会を「復興五輪」と位置づけ、世界中から頂いた支援への感謝の意として、競技ごとのオリンピック・テストイベントやラグビーワールドカップ2019のほか、年間約3千万人にもなる訪日外国人旅行者も含め、世界中の人々に目覚ましく復興している姿を示すため、政府・与党一丸となって取組みを進めていく。

自由民主党と公明党は、10年間の復興期間の「総仕上げ」に向けて、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現の道筋について、以下のとおり提言する。

I. 原子力事故災害被災地域の復興・再生

1 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水処理の安全かつ着実な実施

(1) リスク低減

- 国、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力は、世界にも前例のない困難な廃炉作業の中長期にわたる実施において、安全確保を最優先に、総合的なリスク低減を実現していくこと。
- 汚染水対策については、凍土壁・サブドレン等の重層的な汚染水発生予防対策により、その発生量が低減してきているが、今後、そのさらなる低減に向け、建屋の屋根破損部の補修・止水や建屋周辺の舗装等、雨水対策を確実に実施すること。
- 国、東京電力は、タンク内で貯蔵している多核種除去設備（ALPS）等による処理水の取扱いについて、タンクの安全管理を徹底しつつ、専門家の意見や諸外国の処分事例なども踏まえて、問題を先送りせず、関係者の理解を丁寧に進め、遅滞なく解決策を見いだすこと。
また、その処分に伴って生じ得る風評について、対策を徹底的に行うこと。

(2) 中長期廃炉体制の強化

- 国、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力は、燃料デブリ取り出しを含めた中長期にわたる廃炉という共通の目標に向けて、適切な役割分担の下、密接に連携・意思疎通を図りながら、確実な取組みを進めていくこと。その際、原子力規制委員会に対する情報提供等を通じた積極的な対話も行うこと。

- 国は、適切な工程管理や技術的難易度の高い研究開発への支援を継続すること。原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、国内外の叡智を結集し、実効性のある方針・工程の策定に関する技術的検討を加速し、長期にわたる廃炉に係る資金を管理する廃炉等積立金制度の下で、東京電力を適切に管理・監督すること。
- 東京電力は、今後、燃料デブリ取り出しなどの困難な作業が本格化する中において、複雑かつ重層的な大規模プロジェクトを長期にわたって安全かつ着実に遂行するため、プロジェクト・マネジメント機能を強化するとともに、事前に設計妥当性を十分に検証するなど、エンジニアリングを自らが遂行できるよう能力強化を図っていくこと。
- 廃炉を担う人材の育成については、国による大学等との連携した取組み、研究開発機関による取組み等が進められているが、今後とも、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を中心に、関係機関が連携して取り組むこと。さらに、原子力の安全と基盤を支える幅広い分野における若い人材の教育、研究開発基盤の整備を着実に実施するなど、将来の廃炉を担う世代が現場を実感できるような取組みも進めること。

(3) 双方向コミュニケーションによる信頼関係強化

- 国、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力は、既存のコミュニケーションツールにとどまらず、SNSを含めたあらゆる媒体を通じ、双方向のコミュニケーションによる住民等の理解促進、信頼関係強化に努めること。

2 帰還促進・生活再建支援と特定復興再生拠点の整備

- (1) 解除した地域の帰還促進・広域的な観点を踏まえたまちづくりの推進

- 昨年までに、帰還困難区域を除くほとんどの地域について避難指示を解除し、これらの地域は本格的な復興のステージへ移行した。解除地域の自立的な復興の実現に向けて、復興・創生期間内に残された課題を最大限解決すべく、全力を挙げて集中的な対策に取り組むこと。その際、国は、自治体が復興・創生期間を越えて継続する事業にスムーズに着手できるよう、必要な支援を行うこと。
- とくに、避難指示の解除から間もない地域については、本格的な復興がスタートしたばかりであり、これらの地域に重点をおいて、
 - ・ 魅力あるまちづくりやコミュニティづくり、雇用の創出
 - ・ 福島県ふたば医療センター附属病院を中心とした地域医療の充実や、薬局や産婦人科・眼科などの不足診療科目等、地域に必要な機能の確保支援、医療・介護従事者の確保支援などの医療・介護提供体制の確保
 - ・ きめ細かな教育環境の整備や児童生徒が地域を題材に探究的な学習に取り組む「ふるさと創造学」、テレビ会議システムを活用した遠隔教育など特色ある教育への支援、児童生徒の心のケア・体力づくりなど魅力ある教育環境づくり
 - ・ 安心して子どもを産み育てられる保育・子育て環境づくりにも十分な支援を行うこと。さらに、買い物や飲食等、住民が生活する上で必要となる環境整備を進めること。
- なお、地域のまち機能の整備を進めるにあたり、大規模なスポーツ施設や文化施設などの公共施設の整備については、各自治体がそれぞれに行うのではなく、将来にわたる施設等の維持管理費の負担も考慮しつつ、複数の自治体による連携した取組みが必要である。そのため、公共施設の整備や公共サービスの提供、鳥獣対策や防犯・防災等の地域の課題に関し、広域的な観点を踏まえた対応を所要の体制の下で進める

こと。

- また、地域の抱える課題に対応し、新たなまちづくりを進める際、福島相双復興官民合同チームのまちづくり専門家やまちづくり会社、現地で活動をしている地域おこし協力隊等、自治体外部の人材や知見を積極的に活用すること。
- 今年7月に一部再開するJヴィレッジを福島復興のシンボルとして、新たに開業する宿泊棟を活かし、スポーツのみならずビジネス面でも地域の復興を牽引する交流拠点として活用すること。また、福島県への来訪、学び直しや転職などを契機として復興に関心を持つ外部人材を全国から積極的に呼び込み、福島の復興を支える担い手を確保すること。

(2) 特定復興再生拠点等の整備・避難指示解除

- 一部残る避難指示解除準備区域および居住制限区域については、住民の準備宿泊の開始や役場庁舎、産業団地の整備などが始まっており、避難指示解除に向けた環境整備が進められている。こうした状況やJR常磐線の運行再開、交流施設の整備等も踏まえて、遅くとも2019年度末までに避難指示を解除し、住民の方々の帰還を可能にしていけるよう、必要なフォローアップ除染を実施するとともに、インフラや生活に密着したサービスの復旧などの加速に取り組むこと。
- JR常磐線については、国、地元自治体、JR東日本などの関係者間で緊密に連携し、2019年度末までの全線開通の実現に向けて取り組むこと。また、特定復興再生拠点の整備の進捗状況等も踏まえ、震災前と同様の特急・快速等の運行サービスの提供も含めた運行体系のあり方についても検討すること。
- 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てについて避難指示を解除し、

復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、まずは6町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、除染の実施やインフラ、医療・介護、買い物環境等の生活環境の整備など帰還環境整備を進めるとともに、避難指示解除の実現に向けた道筋を提示すること。

- その際、特定復興再生拠点区域の「まちづくり」を確かなものとするべく、計画に基づき、2019年度末までのJR常磐線の全線開通時等に先行的な避難指示解除を目指すとともに、特定復興再生拠点区域への立入規制の緩和や、住民の被ばく線量低減に向けた放射線防護、リスクコミュニケーションのあり方についても検討すること。
- 東京電力は、福島復興に向けた責任を貫徹させていく観点から、除染を含む特定復興再生拠点の整備に係る取組みについて、最大限の人的協力を行うこと。

(3) 被災者の生活再建支援

- 避難生活の長期化に伴い、高齢者の孤立や離職期間の長期化、心身の悩みなど、被災者を巡る課題は個別化・複雑化している。こうした実態を踏まえ、昨年12月の与党申し入れに基づいて、関係府省庁の連携体制のもと、県、市町村と一体となって、被災者に対する支援体制の再構築など必要な対応を講ずること。
- とくに、被災者個々に必要な支援が継続的に行われるよう、県、市町村や生活再建支援拠点を含む支援機関間の有機的な連携の強化を支援すること。その際、個人情報の取扱いに関して考え方を整理するとともに、必要な支援情報等の共有を図ること。
- 生活の根幹である住まいについては、復興公営住宅が概ね完成するなど、必要とされていた恒久住宅が用意されている。

このため、避難指示が継続している区域に居住されていた方を含め、仮設住宅入居者に早期に恒久住宅へ移行していただくことが入居者の健康や生活の安定という観点から重要である。県や市町村は国の協力の下、住民の意向を個別に確認すること等により、恒久住宅への移行を丁寧に進めること。

- また、避難先での生活を希望される県外避難者が公営住宅に入居できるよう、避難先自治体に対し入居の円滑化を働きかけること。
- 心のケアについては、日常的に被災者と接している自治体職員や生活支援相談員等が、心のケアを必要とする被災者の支援を心のケアセンター、NPO等とも連携しながら行えるよう、センターによる支援等を引き続き行うこと。また、スクールカウンセラーを中心に、いじめの防止を含め、再開した学校や避難先の学校に通う子どもへの対応に取り組むこと。

3 産業の自律的な発展に向けた基盤づくり

(1) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした新たな産業集積の加速化

- 浜通り地域等において、進出企業と地元企業の連携による産業集積を形成し、この新たな産業集積の動きを点から面に拡大するとともに、これを地元人材が支えることにより、持続的・自律的な産業発展を実現するための環境整備に取り組むこと。
- 強力な企業誘致支援策である研究開発の支援補助金および企業立地補助金について、新たな企業を継続して誘致して、浜通り地域等への産業集積を加速化する観点から、復興状況を踏まえつつ、引き続き、支援の期限の延長を含め、必要な対応を行うこと。また、福島イノベーション・コースト構想推進機構を中心に、国、県、市町村が一体となって広域的か

つ効果的に企業誘致を行う体制を構築するとともに、同機構による産業集積実現に向けた活動への支援を行うこと。加えて、来訪者等の交通手段の確保、拠点間および拠点へのアクセスの改善に向けた検討を進めること。

- 地元企業の福島イノベーション・コースト構想への参画を促進するため、福島相双復興官民合同チームと福島イノベーション・コースト構想推進機構が緊密に連携し、福島相双復興官民合同チームのコンサルティング支援や公設試験研究機関等も活用しつつ、地元企業の経営力・技術力の強化を支援するとともに、進出企業のニーズと地元企業のシーズのマッチング支援を進めること。
- とくに、ロボット、ドローン、廃炉、新エネルギー、農林水産の分野については、以下の方策を検討すること。
 - ・ ロボット、ドローン分野では、世界に類を見ない実証拠点である福島ロボットテストフィールドを活用して、浜通り地域等を国内随一の実証地域にすることなどにより、ベンチャーを含む企業を呼び込むとともに、加工技術等を有する地元企業の参画を促進する方策。
 - ・ 廃炉分野では、地元企業が参入できる見通しを立てられるよう、今後の廃炉作業における具体的なニーズを分かりやすい形で提示するなど、地元企業の参入や企業誘致を促進する方策。
 - ・ 新エネルギー分野では、スマートコミュニティの構築も含め福島新エネ社会構想を着実に進め、世界最大級の再エネ由来水素製造プラントにより製造される水素について、浜通り地域等における最大限の利活用に加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の際に東京で利活用する方策や太陽光、風力、蓄電池等の関連産業の集積を地元企業の参画を得つつ促進し、福島の再生可能エネルギー

一の産業拠点化を推進する方策。

- ・ 農林水産分野では、浜通り地域等における農林水産業の成長産業化を実現するため、ロボットトラクターなど、先端技術の開発・普及する方策や、先進的な農業の担い手として期待される民間企業・農地所有適格法人の新規参入を促進する方策。
- 低炭素化や資源循環にも着目したまちづくりや、自然資源の活用などを通じて、地域活性化や産業創生などの取組みを推進すること。
- 福島特措法に基づく避難指示解除区域等における事業再開・企業立地促進税制について、引き続き事業再開・企業立地を進める必要があることから、その適用期限の延長等を行うこと。

(2) 産業集積を支える人材の育成

- 持続的な地域の産業人材の輩出に向けて、県や市町村と連携して、小学校・中学校・高校のそれぞれのフェーズにおいて、特色ある教育プログラムを実施するとともに、福島イノベーション・コースト構想推進機構による教育プログラム実施をサポートする活動を支援すること。
- 浜通り地域等における大学等による教育研究活動を地域にしっかりと定着させるため、福島イノベーション・コースト構想推進機構において、地域と連携した大学等の活動を支援するとともに、大学間・研究者間のネットワークづくり等の強化について支援すること。

(3) 事業・農林漁業の再建

- 平成 27 年 8 月に発足した福島相双復興官民合同チームは、昨年 5 月に成立した改正福島特別措置法において、チームの

中核である福島相双復興推進機構を法的に位置づけるなど体制強化を図り、約 5,100 の事業者、約 1,200 の農業者を個別に訪問している。事業者や地域ごとの状況は大きく異なることを踏まえ、引き続き、事業者・農業者に対するきめ細かな支援を行うこと。

- とくに、避難指示解除から間もない地域を中心に、これから地元での帰還再開を志す事業者もいることを念頭に、引き続き設備投資や経営改善、人材確保等にかかる支援を手厚く行うこと。
- また、被災地域の事業者の経営の安定化を図るためには、個々の事業者へのきめ細かな支援とともに、商圈の回復をはじめとする事業環境の整備を進める必要がある。福島相双復興官民合同チームの知見を活かして、被災 12 市町村を「面」として捉えつつ、市町村ごとの課題に応じたまちづくりを支援すること。
- さらに、再開を断念する被災事業者についても、福島相双復興官民合同チームとハローワークなどの関係機関が連携して、就労支援などの生活設計の立て直しを支援すること。
- 加えて、農業分野についても、福島相双復興官民合同チームは、自然栽培の導入など、新たな地域農業の将来像の策定や 6 次産業化を強力に支援すること。国は、こうした福島相双復興官民合同チームの活動を全面的に支援すること。
- 東京電力は、福島相双復興官民合同チームによる取組みに対して、継続的な人的・資金的貢献を行うこと。
- 住民の方々が早期に営農再開し、作付面積の拡大をできるよう、農業関連インフラの整備、除染後の農地等の保全管理、作付実証、農業用機械・施設等の導入、経営の大規模化や自然栽培をはじめ、有機農業の普及、施設園芸の導入等の新たな

な農業への転換、風評払拭に向けた取組みなど、総合的に支援すること。

- F G A P（ふくしま県G A P）や第三者認証G A Pの農業者の経営形態に応じた取得促進、水産エコラベルの取得促進、量販店等における販売促進、海外におけるプロモーション支援等、福島県産農林水産品のブランド力の向上と販路の拡大・開拓に向け、民間企業の協力も得つつ、引き続き、生産・流通・販売の各段階における取組みを推進すること。
- 福島県民の生活環境の安全・安心の確保や森林・林業の再生に向けて、里山再生モデル事業を着実に実施するとともに、その成果を的確な対策の実施に反映すること。
- 漁業については、水産試験研究拠点を整備するとともに、平成27年4月以降、海産物の放射性物質濃度が基準値を超えていないことを踏まえ、漁獲量の増大、販路の回復・開拓などの本格的な操業再開に向けた取組を推進すること。また、海産物の放射性物質濃度のモニタリングは、引き続き実施すること。

4 風評払拭・リスクコミュニケーション等の推進

- 福島県のみならず被災地全体の農林水産物等における風評の払拭に向けて、政府一体となって取り組むこと。
- 与党からの申入れに基づいて、政府は昨年12月に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定した。関係府省庁において、工夫を凝らした情報発信を行うとともに、継続的に科学的かつ客観的な議論に基づくフォローアップを行い、各施策がより合理的で効果的な取組みとなるよう不断の見直しを行うこと。
- テレビ・新聞・インターネット等のあらゆる媒体を活用したメディアミックスによる全国に向けた情報発信や、放射線

副読本の改訂とそれにあわせた学校現場での普及の工夫を行うなど、放射線に関する正しい知識について、伝える対象にあわせた効果的な情報発信を行うこと。

- 福島県産農産物等流通実態調査事業を継続的に実施することにより、福島県産農産物等の流通実態の全体像や特定個別品目の流通段階ごとの取引実態を正確に把握するとともに、調査結果に基づき、小売・流通事業者等に対して的確な指導等を行うほか、これら事業者と生産側との対話を促すことで、福島県産農産物等の生産・販売を促進すること。
- 損害がある限り賠償するという政府方針の下、引き続き適切な賠償が行われるよう、東京電力に対して指導を行うこと。
- 直近では、EUやロシア、トルコやアラブ首長国連邦等が輸入規制を緩和・撤廃している。諸外国・地域における輸入規制の緩和・撤廃に向けて、引き続き、在外公館等を通じた働きかけを行うとともに、販路の拡大に向けた様々な取組みを支援すること。
- 福島県の外国人延べ宿泊者数は震災前の水準を超えたものの、依然として全国的な水準には及ばず、教育旅行延べ宿泊者数についても、震災前の6割程度の水準にとどまっている。こうした状況を踏まえ、インバウンドの誘客に向けた海外への魅力発信を強化するとともに、福島県への教育旅行誘致やホープツーリズムの推進等により、福島県の早期の観光復興を図ること。
- 放射線の状況に応じた環境放射線モニタリングを継続するとともに、モニタリング結果について、関係自治体を含む国内外への情報発信に努めること。また、モニタリングポストの配置の見直しに当たっては、地元への丁寧な説明に努め理解を得ること。

- 福島県が、県民の健康を長期にわたり見守るために実施している県民健康調査が円滑に行われるよう、国は財政的、技術的な支援を継続すること。また、被災地において、生活相談等の中に現れる放射線不安に対して、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターを中心として関係府省庁、県、市町村、関係機関が連携し、きめ細かな対応をすること。
- 風化への対応として、国は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を国や世代を越えて継承・共有していくためのアーカイブ拠点施設の整備を支援するとともに、その後の安定的な運営に協力すること。
- 東京電力は、本年2月に公表した「風評被害に対する行動計画」に基づき、これまで以上に主体性と責任を持ち、風評払拭に向けて取り組むこと。その際、「ふくしま応援企業ネットワーク」各社をはじめとする産業界と密接に連携し、国、県、生産者等による事業を補完する形で取組みを進めること。

5 中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理

- 中間貯蔵施設事業については、予定地の過半について土地取得が終了するとともに、昨年10月より除去土壌の貯蔵が開始されるなど、着実に進捗している。今年度以降は搬入量をさらに拡大し、2020年前半には幹線道路沿いや身近な場所から仮置場をなくすこと。
- 輸送が完了した仮置場については、地権者の意向を十分に踏まえ、実現可能で合理的な範囲・方法により原状回復を進めること。また、必要に応じて、営農再開等に関する支援策の活用を促すこと。
- 政府一体となって除去土壌等の減容技術の開発や再生利用実証事業を進め、これらの成果を活用し、中間貯蔵や県外最終処分の対象となる除去土壌の量の低減を図ること。

- 福島県内の指定廃棄物の処理については、昨年11月に既存の管理型処分場への特定廃棄物等の搬入を開始している。引き続き安全・安心に万全を期しつつ搬入を進めること。その際、事業に関する情報をわかりやすく発信するための施設の整備・運営等を通じて、地元のさらなる信頼の確保に努めること。
- 福島県以外の指定廃棄物については、一定の進展も見られるものの、各県とも、最終処分に向けた見通しはいまだ立っていない状況にある。このように中長期的な課題となりつつある状況を踏まえ、指定解除の仕組みを活用しつつ個別の状況に応じた取組みを進めること。

6 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉

- 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉に向けて、東京電力は、地元の方々をはじめとする関係者の意見・要望を受け止めつつ、丁寧な説明をしっかりと重ねながら、廃炉の具体的な進め方に関する検討を加速していくこと。その際、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉工程を遅らせることがないようすること。
- 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉を契機に、原発に依存しない持続的な発展や復興を目指して、国、県、市町村が一体となって、中長期的な視点で広域的な地域再生や産業発展に向けた構想を今後検討し、福島新エネ社会構想の着実な推進も含め、地元の方々の意見・要望も踏まえつつ、必要な環境整備を進めていくこと。

また、東京電力は、廃炉産業の地元での集積に積極的に貢献していくなど、地域の復興にこれまで以上に主体的に取り組むこと。

Ⅱ. 地震・津波被災地域の早期復興完了および共通課題

1 被災者支援

- 岩手県・宮城県を中心とした地震・津波被災地域における応急仮設住宅については、復興・創生期間中に全て解消することを目指し、住まいの確保への支援に注力すること。
- 個々の被災者の生活再建のステージに応じて切れ目なく支援すること。とくに、恒久住宅への移転を進めていく上で、被災者が安心して生活できるよう、心のケアやコミュニティ形成などに取り組むこと。
- 被災地の子どもについては、個々の状況を幅広く丁寧に把握しながら、心のケア等の必要な支援を行うこと。
- 見守りや心のケアなど、過去の大規模災害の例から、円滑な完了に向けて、なお必要と見込まれる行政サービスについては、今後の支援のあり方の具体化のため、地域の実情をきめ細かく把握すること。

2 被災地の復旧・復興に向けたインフラ整備の加速化

- 住まいとまちの復興、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網や農林水産基盤等の整備について、復興・創生期間中の完了を目指し、国、県、市町村一体となって取り組むこと。
- 継続中の事業については、個別地区の課題把握や市町村等への解決策の提案等の取組みを強化するなど、国が積極的に関与することによって進捗管理を徹底すること。
- 被災地復興のリーディング・プロジェクトである復興道路・復興支援道路の全線開通および常磐道の一部4車線化等の一日も早い実現に向けて、必要な事業量を毎年確保し、着実に事業を推進すること。

3 産業・なりわいの再生と復興まちづくりによるにぎわいの創造

- 土地区画整理事業等による宅地造成等のハードの完成をゴールとせず、宅地造成後のまちのにぎわいの創出に向け、まちの将来イメージの提示や空き画地の情報提供、マッチングの取組み等、土地活用に向けた市町村の取組みを支援すること。
- 防災集団移転促進事業の移転元地の活用について、「支援施策パッケージ」による支援を通じて自治体による有効利用に向けた取組みを促すこと。
- 被災地に多くの企業を呼び込み、地域の活力の底上げを図るとともに、新商品開発や販路開拓等の事業者のニーズに応じたきめ細やかな支援等を実施し、産業復興の加速と事業者の自立を支援すること。
- 津波被害等が甚大であり人口や働く場等の減少が著しい沿岸地域では、産業復興の途上にあることから、復興特区税制については現行の手厚い措置を継続するとともに、復興状況を踏まえつつ、引き続き、企業立地補助金による支援の期限の延長を含め、必要な対応を行うこと。
- まちのにぎわいを再生するため、仮施設から本施設への移行や、商業者の再建と商業施設整備への支援を引き続き行うとともに、商業施設が地域のにぎわいの場となるための専門家によるコンサルティング等の支援を行うこと。
- 被災地域の主要産業である水産加工業については、一部で売上の回復に遅れがみられることから、販路回復等に向け、商談会やセミナー等の開催のほか、水産加工・流通の専門家による個別指導を踏まえたマーケティングや新商品開発等への支援を行うこと。
- 2020年までに東北への外国人宿泊者数を150万人泊とする

目標の達成だけでなく、その先のさらなる飛躍に繋がられるよう、観光復興の取組みを継続的に支援すること。その際、ラグビーワールドカップ 2019 や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を活用しながら、被災地等に人を呼び込むため、国や自治体だけでなく、民間の活力や様々なノウハウを活かして取り組むこと。

- 若者や専門人材の被災地への呼び込みや企業の人材獲得力向上への支援など、被災地産業の人手不足の解消に資する取組みを実施すること。
- 単なる原状復帰にとどまらない、交流人口の拡大にもつながるような、活力と魅力あふれる地域の創造を目指し、震災を機に生まれた、民間企業、大学、NPOなど被災地内外の多様な主体との結びつきを活用しながら、被災地の自立につながるきめ細かな支援を実施することにより、地方創生のモデルとなるような復興を実現する「新しい東北」の姿を創造すること。

4 被災自治体における人手不足への対応

- 被災自治体においては、復興のステージの進展に応じて新たな課題が生じていることもあって人手不足の状況が続いていることから、必要な人材を確保するべく、引き続き被災自治体への応援職員の確保に努めるとともに、被災自治体における採用・人材育成にも努めること。

5 情報発信の強化

- 地震・津波被災地、原子力事故災害被災地を通じた復興の現状や震災の教訓について正しく情報を発信する取組みを徹底し、「風化」と「風評」という2つの風に立ち向かうこと。
- ラグビーワールドカップ 2019 の岩手県釜石市での開催、

「復興五輪」と位置づけられている 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における被災地での競技開催や聖火リレー、被災地産の食材・資材の活用等の取組みを通じて、世界中の人々に目覚ましい復興の姿を発信するため、国、両大会の組織委員会等の関係機関、被災自治体が密接に連携して関連する取組みを進めること。

- 岩手県・宮城県・福島県の国営追悼・祈念施設（仮称）の整備を着実に進めること。

むすび

復興期間の後半である「復興・創生期間」も間もなく折り返し地点を迎える。復興期間も残り2年半余りを残すばかりとなった。

地震・津波被災地域においては、地域ごとの復興の進捗状況に丁寧に目配りをしつつ、復興・創生期間が終わる2020年度には復興を成し遂げるとの強い覚悟の下、精力的に取り組んでいかなければならない。これが東北地方の新たな発展の基盤として花開いていくことを目標としたい。

とくに、継続中のインフラ整備事業については、工事実施箇所ごとに進捗を丁寧に管理し、2020年度までの完工を目指して全力を尽くす。また、ソフト施策についても原則2020年度末で円滑に完了するよう環境整備に取り組む必要がある。その際、見守りや心のケアなど、過去の大規模災害の例から、円滑な完了に向けて、なお必要と見込まれる行政サービスについては、今後の支援のあり方の具体化のため、地域の実情をきめ細かく把握していかなければならない。

いずれにせよ、被災地の方々に不安を与えたり、施策の停滞や混乱を引き起こしたりすることのないよう、注意深く進めていくことが重要である。

福島原子力事故災害被災地域では、帰還困難区域を除くほとんどの区域で避難指示が解除され、帰還困難区域では特定復興再生拠点の整備に着手した。地域ごとにばらつきはあるものの復興・再生の動きは着実に進んでいる。

復興・創生期間内にできることは全て行うとの方針で取り組む一方、復興・再生には中長期的な対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組んでいくことが不可欠である。このため、国は、自治体が復興・創生期間を越えて継続する事業にスムーズに着手できるよう必要な支援を行う。

特定復興再生拠点区域外については、たとえ長い年月を要すると

しても、将来的に全てを避難指示解除するという決意の下、拠点の整備の進捗状況、住民の帰還意向、放射線量の低減状況等を踏まえ、今後、対応を検討していく。

国は、県や市町村と密接に連携して事業の進捗状況を的確に把握することにより、復興・創生期間内に効果的に復興事業を加速化するとともに、復興・創生期間後に残る課題についても整理し、対応していくことが必要である。

これらの復興・創生期間後に残る課題に対応するための体制および必要な事業の確実な実施について、検討を始めるべき時期を迎えている。その際、東日本大震災やその後の大災害で得た教訓や蓄積されたノウハウを継承し、これまで累次の提言で主張しているとおおり、南海トラフ地震や首都直下地震も見据えた防災対策に責任を持てる危機管理体制についてもあわせて早急に検討すべきである。今般の相次ぐ豪雨災害等を見るに、まさに喫緊の課題と考える。今後、われわれも議論を進めて、政府に申し入れることとする。

われわれ、自由民主党と公明党は、政権与党として、この未曾有の震災の経験と教訓について、決して「風化」させることなく、被災者の立場と現場主義の原点に立ち返って、断固たる政治主導のもとに、東日本大震災からの「復興・創生」に向けて一層の加速化を図っていく。